

農家民泊をご存知ですか？ 受け入れ家庭になってみませんか？

現在、下石崎地区を中心に活動している「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会」では、海外や都市部の児童や生徒たちを対象に、一般家庭に宿泊して、地域が持つ豊かな自然、伝統、郷土文化が体験できる「農漁業体験型民泊」を実施しています。

町では、教育の場として、地域の活性化にも繋がる受け入れ家庭の拡充を推進しています。

農家でなくても受け入れ家庭の登録は可能です。最低限、シャワーや洋式トイレがあれば、民泊受け入れができます。また、宿泊者用の布団をレンタルすることもできます。

受け入れ期間中の日中は、基本的に漁体験や農業体験を行いますので、各家庭での対応は、各日の夕食から宿泊、朝食頃までとなります。

受け入れ家庭の登録を希望される方、また、民泊や農漁業等体験を見学したい方、民泊について詳しく知りたい方は、農業政策課までお問い合わせください。

※1 宿泊（3～4人程度）を受け入れた家庭には、1泊2食の体験指導料として、1人当たり、小学生まで5,000円、中学生以上6,000円が支払われます。

※2 下石崎地区以外の方でも受け入れ家庭になることができます。



受け入れ家庭の研修として、台湾の旅行会社との意見交換会を行いました。

ひろうら田舎暮らし体験推進協議会の受入予定（令和元年5月現在）

受入日	受入者	予定人数
6月30日(日)～7月3日(水)	アメリカ(学生)	35人
7月13日(土)～14日(日)	中国(学生)及び常磐大学生	25人
7月17日(水)～18日(木)	中国(学生)	35人
10月18日(金)～19日(土)	タイ(学生)	60人

※あくまでも予定ですので変更となる場合があります。

【問合せ先】 農業政策課 ☎ 029-240-7118（直通）

ひろうら田舎暮らし体験推進協議会 ホームページ <http://hiroura.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/hirourainakagurashi/>

令和元年度 狂犬病 予防集合注射の追加日程のお知らせ



狂犬病予防法により生後91日以上の犬には、登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年4月から6月までの年1回）が義務付けられています。

今年度の狂犬病予防注射がまだ済んでいない場合は、下記の日程で狂犬病予防注射を実施しますので、犬の注射を必ず受けてください。

- ▶日時 6月30日(日) 午前9時～11時30分
午後1時～2時30分
- ▶場所 茨城町立中央公民館大ホール駐車場

料金表		合計金額	登録数	登録料	予防注射済票 交付手数料	予防注射 料
	注射だけの場合	3,550円	—	550円	3,000円	
新規登録の場合	6,550円	3,000円	550円	3,000円		

- ・室内犬や小型犬・猟犬などの犬種による例外はありません。
- ・料金は、釣銭のないようお願いします。
- ・飼養犬の登録は、生涯に1回です。また、犬が死亡した場合、または飼い主の変更があった場合には、みどり環境課まで届け出てください。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029-240-7135（直通）

ひとり親家庭

、 重度障害をもつ方

を対象としたマル福をお使いの皆様へ

マル福受給者証の更新の時期になりました

現在お使いの受給者証は6月30日までとなり、7月1日から受給者証が新しくなります。平成30年分の所得を判定したうえで、該当の方へは新しい受給者証を、非該当の方へは非該当通知を6月末に送付予定です。

※平成31年1月1日以降に転入された方や、平成30年分の所得の申告をしていない方等、所得が確認できない方に関しては、6月上旬に案内通知を送付予定です。6月中に必要な書類をご持参のうえ、お手続きをお願いします。
※マル福には所得制限があります（制限額は下表をご参照ください）。また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合も非該当となります。

ひとり親家庭マル福

合計扶養親族数	うち老人扶養親族数 (特定扶養親族は更に15万円加算)		
	1人	2人	
0人	301万6千円		
1人	339万6千円	349万6千円	
2人	377万6千円	387万6千円	397万6千円
3人	415万6千円	425万6千円	435万6千円

重度障害マル福

扶養親族	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
	扶養親族1人につき38万円加算、老人扶養親族は更に10万円加算	扶養親族2人目以後は21万3千円加算、老人扶養親族は更に6万円加算

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

令和元年度

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和元年度の国民年金の保険料（定額）は、月額16,410円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて保険料の支払いを免除（全額、4分の3、半額、4分の1）または猶予する制度があります。

令和元年度（令和元年7月分～令和2年6月分）の免除・納付猶予申請を役場で申請する方は、令和元年7月1日（月）から受付となりますので、申請の際には、年金手帳、印鑑をご持参ください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所

☎ 029-227-3253

茨城町保険課 医療年金グループ

☎ 029-240-7113（直通）

年金ポータル開設について

厚生労働省年金局では、公的年金及び私的年金の制度や手続きについて、関係機関のウェブサイト等に掲載された情報を誰でも容易に探せるよう、「年金ポータル」を開設しました。

「出産された時の年金について」や「将来の年金について」、「年金の見込額について」など、年金についてお知りになりたい方は、是非この機会に便利な年金ポータルをご利用ください。

パソコンやスマートフォンで「年金ポータル」または、「<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>」で検索してください。

【問合せ先】 厚生労働省年金局総務課 企画係 ☎ 03-5253-1111